

相模原市監査委員公表第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、市選挙管理委員会事務局の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年12月3日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

## 1 監査の期日

平成27年12月2日

## 2 監査の対象及び方法

この監査は、市選挙管理委員会事務局において、平成27年度(平成27年9月末日まで)、ただし、必要に応じて平成26年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 各事業の委託料の支出に関する事務

(2) 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

なお、各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務のうち、相模原市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、米山定克監査委員及び小野沢耕一監査委員は除斥とした。

## 3 監査の結果

市選挙管理委員会事務局における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

## 4 意見

本年4月に執行された相模原市議会議員選挙南区選挙区において、市選挙管理委員会と南区選挙管理委員会で投票の効力判定の判断が異なったことや、白紙投票数と選挙録、投票者総数と投票の数がそれぞれ相違していたことを受けて、相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会が設置され、不適切処理に関する再発防止策が検討されているところである。

選挙制度は民主主義の根幹をなすものであり、選挙の結果について有権者に疑念を抱かれないためにも、当然として選挙事務を厳正かつ正確に執行することが求められている。

今後、同委員会から不適切な選挙事務に対して再発防止策が答申される予定となっているが、この答申を基に市選挙管理委員会事務局及び各区選挙管理委員会事務局が連携して事務処理体制を見直すなど、選挙事務の適正化に取り組まれない。